

入 札 説 明 書

令和7年2月25日千葉市公告第180号により公告した千葉市消防局・中央消防署他25か所一般廃棄物収集運搬処理業務委託（単価契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

（1）委託業務名

千葉市消防局・中央消防署ほか25か所一般廃棄物収集運搬処理業務委託（単価契約）

（2）業務案件の仕様等

仕様書等による。

（3）委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

（4）履行場所

千葉市中央区長洲1-2-1ほか25か所（別紙のとおり）

2 競争入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- （1） 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- （2） 所在地区分「市内」、企業規模「中小企業」、業種「廃棄物処理」、希望順位「第1希望」で登録している者であること。
- （3） 公告日から遡って5年の間に、一般廃棄物収集運搬を履行した実績を有する者であること。
- （4） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、千葉市長から一般廃棄物（収集運搬業）の許可を受けている者。（許可証の写しを添付するものとする。）
- （5） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基

づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）提出期間 公告の日から令和7年3月4日（火）

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。）

（2）提出場所 千葉市消防局総務部施設課施設係

（3）提出方法 持参

（4）確認通知 令和7年3月7日（金）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を郵送する。

4 仕様書に関する質問について

（1）受付期間 令和7年2月26日（水）～令和7年3月4日（火）

（2）方法 「千葉市消防局・中央消防署他25か所一般廃棄物収集運搬処理業務委託（単価契約）に関する質問回答書」を千葉市消防局総務部施設課（メールアドレス shisetsu.FPG@city.chiba.lg.jp）へメール送付すること。メール送付がない場合は、「質問事項無し」とみなします。

（3）回答方法 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク（<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujo/anken/itaku/index.html>）の当事業の箇所に、令和7年3月6日（木）より掲載する。

5 入札手続等

（1）入札・開札の日時及び場所

日 時 令和7年3月13日（木）14時00分

場 所 千葉市消防局4階会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

（2）入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して、入札書に商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

（3）入札書に記載する金額

入札金額は総価とし、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記

載すること。

(4) 入札保証金

要 (ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は入札前に委任状を提出すること。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金 要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧 千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 当該業務委託に係る令和6年度当初予算案の議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。

9 契約事務担当課

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局総務部施設課施設係

電話 043-202-1648